

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		グッドネーバーズ・ジャパン	
郵便番号		144-0051	
都道府県		東京都	
市区町村		大田区西蒲田	
番地等		7-60-1 ソメノビル7階	
電話番号		03-6423-1768	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.gnjp.org/	
		https://www.facebook.com/gnjapan/	
		https://twitter.com/GNJapan	
		https://www.instagram.com/gn_japan/	
設立年月日		2004/12/21	
法人格取得年月日		2004/12/21	

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	コイズミ サトシ
	氏名	小泉 智
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	8
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	64
常勤職員・従業員数 [人]	56
有給 [人]	56
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	8
有給 [人]	8
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	4
申請前年度の助成総額 [円]	233,295,940円

助成した事業の実績内容	当団体はNGOとして、ウクライナ支援において当団体の資金を活用し、連携しているウクライナ国内のNGOにその資金を提供する形で被災者支援事業を実施しています。 ①ウクライナ、ミコライウ州農村部被災地域における給水施設の修繕事業：2023年3月31日～2024年8月31日、提携団体金額：149,584,238円 ②ウクライナ東部および南部における現金給付および食糧、NFIs(Non-food items)、医薬品輸送・配布支援事業：2023年8月16日～2024年6月30日、提携団体金額：61,927,175円 ③ルーマニア国スチャヴァ県における、ウクライナ難民孤児への生活・学習・心理社会的支援：2023年8月16日～2024年7月31日、提携団体金額：19,895,200円 ④ウクライナ難民の孤児院の子どもたちへの給食の提供事業：2023年9月1日～2024年3月31日、提携団体金額：1,889,327円)
-------------	---

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	令和4年 年度食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業のうちフードバンク活動団 体の食品受入能力向上支援事業補助金（第1期） 助成決定金額 843万円 実施期間2022年12月～2023年3月 令和4年度 WAM助成（通常助成事業） ひとり親のためのフードバンク「グッドごはん」関西 助成決定金額 900万円 実施2022年4月～2023年3月 令和6年度 NPO法人いるか「地域へもっと、広く、こどもたちへの食品提供を」事業 助成決定金額 首都圏、近畿圏、九州圏それぞれ300万円 合計900万円 実施期間2024年9月～11月

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

●記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。

●名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

●提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必須入力セル 任意入力セル

[illegible]

規程類確認書

申請団体名	特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン
申請事業名	食品支援を基盤にした困窮世帯の子どもの体験格差是正のための資金分配事業

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

貴団体は規程類をお持ちですか？		はい ☒ いいえ ☐
「はい」の場合、規程類をHPで公開していますか？		はい ☐ いいえ ☒
HPで公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程類の名称を記載してください。 ※URLが複数ある場合は、備考欄に記載してください		URL：
No.	規程類の名称 ※「参考：規程類の例」をご参照ください ※入力セルが足りない場合は、追加してください	備考 ※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備考欄に記載してください
1	定款	
2	利益相反防止規定	
3	役職定年規定	
4	文書管理規定	
5	役員報酬規程	
6	内部通報制度に関する規定	
7	電子取引データの取り扱いに関する規定	
8	退職金規定	
9	稟議規定	
10	職務分掌規程	
11	職務権限規程	
12	情報公開規定	
13	情報管理規定	
14	出張旅費規程	
15	事務局組織規程	
16	倫理に関する規定	
17	給与支払規定	
18	危機的事項発生時対応規定	
19	コンプライアンス規定	
20	監事監査規定	

特定非営利活動法人 グッドネーバーズ・ジャパン定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパンという。
英文では Good Neighbors Japan と表示する

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

2 この法人は、前項に定める事務所のほか従たる事務所を下記に置く。

- (1) 東京都渋谷区
- (2) 佐賀県鳥栖市

(目 的)

第3条 この法人は、世界各国のグッドネーバーズと共通の理念に基づいて、民間の非営利団体として広く支援を募り、貧困、疫病、自然災害、戦争や武力紛争等によって人権侵害の危機に瀕している子ども達及びその家族の力となる事を目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、同法を単に「法」という）

第2条別表1号（ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ）

同 5号（ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 ）

同 8号（ 災害救援活動 ）

同10号（ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ）

同11号（ 国際協力の活動 ）

同13号（ 子どもの健全育成を図る活動 ）

同17号（ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ）

を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ① 困難な生活環境にある子ども達およびその家族のための支援事業
- ② 大規模自然災害または紛争等の発生時における緊急人道支援および復興支援事業
- ③ その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品の販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、

その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者で、理事会において推薦された個人又は団体。

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を事務局に提出し、代表理事の承認を得なければならない。

- 2 代表理事は、正会員又は賛助会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 名誉会員は本人の承諾をもって会員となる。
- 4 正会員および賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 1年以上音信が不通のとき
 - (3) 会費を1年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
 - (4) 除名されたとき

(除 名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、社員総数の過半数の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役 員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上。
- (2) 監事1名以上。
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事は互選により次の役職者を選任する。
 - (1) 代表理事1名
 - (2) 副代表理事1名
 - (3) 会長1名
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、他の同一の団体の役員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある役員の合計数が、役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第12条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故がある時、または代表理事が欠けた時には、代表理事の職務を代行する。
- 3 会長はこの法人に関わる全てのことに関し助言を与える権限を有する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及び所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任 期)

第13条 役員の任期は、2年とする。

- 2 役員の再任は妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第14条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 総 会

(種 別)

第17条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(総会の権能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 入会金及び会費の規定
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員の選任・解任
- (7) 理事会から付託された事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第12条第5項第4号の規定により招集したとき。

(招 集)

第21条 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による

場合は、監事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とするが、出席者総数の2分の1以上の議決により議題とすることができる。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会での表決権等)

第25条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 正会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。
- 4 前2項および3項の場合における前2条及び次条第1項の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者については、その旨を明記すること。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印又は署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第29条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(定足数および議長)

第31条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者とする。

(議決等)

第32条 理事会における議決事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第33条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。
- 4 前2項および3項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産とその区分)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入
- 2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第36条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第38条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第40条 第39条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予

算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業計画、予算の追加及び変更)

第41条 事業計画及び予算の作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定の事業計画及び予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告書及び決算)

第42条 代表理事は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、代表理事が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第46条 主たる事務所には、翌々事業年度の末日までの間次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 前事業年度の事業報告書

(2) 財産目録

(3) 貸借対照表及び収支計算書

(4) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）

(5) 正会員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

(6) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(7) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において定めた他の特定非営利活動法人又は法第11条第3項に掲げる法人に帰属させるものとする。

第9章 雑 則

(公 告)

第50条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委 任)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会において別に定める。

附 則

1 (施行日)

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 (入会金・会費)

この法人の設立時の入会金及び会費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員

- | | | | | |
|-----|----------|----|----|----------|
| | 入会金 0 円、 | 会費 | 月額 | 1,000 円 |
| (2) | 賛助会員 | | | |
| | 入会金 0 円、 | 会費 | 年額 | 10,000 円 |

3 (設立当初の役員)

この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 5 月 31 日までとする。

代表理事 窪 誠
理事 韓 福相
理事 野澤萌子
理事 藤本伸樹
理事 李 一夏
監事 李 健泳
監事 斉藤日出治

4 (設立初年度の事業計画及び予算)

この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 38 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 (設立初年度の事業年度)

この法人の設立初年度の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 5 月 31 日までとする。

附 則

この定款は、令和 6(2024)年 3 月 22 日から施行する。

決 算 報 告 書

第 20 期

自 令和5年(2023) 1月 1日

至 令和5年(2023) 12月31日

(特活) グッドネーバース・ジャパン

東京都大田区西蒲田7-60-1
ソメノビル7F

令和5(2023)年度 活動計算書（その他事業がある場合）

令和5(2023)年1月1日～令和5(2023)年12月31日

特定非営利活動法人グッドネーバース・ジャパン

(単位：円)

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益						
1	受取会費		0		0	0
	正会員受取会費	0				
	賛助会員受取会費	0				
2	受取寄附金		1,186,259,306		0	1,186,259,306
	海外子どもスポンサー	33,128,000				
	継続寄付	637,332,500				
	一般寄付金	194,942,393				
	寄付物資収入	320,856,413				
3	受取助成金等		1,075,615,428		0	1,075,615,428
	ふるさと納税交付金	680,000				
	受取助成金（JPF）	596,340,412				
	受取助成金（地方自治体）	300,000				
	受取助成金（民間その他）	30,434,395				
	受取補助金（外務省）	444,595,490				
	受取補助金（厚労省）	2,177,331				
	受取補助金（その他）	1,087,800				
4	事業収益		418,646		1,619,266	2,037,912
	フェアトレード事業	382,746				
	その他目的を達成する為に必要な事業	35,900				
	物品の販売事業			1,619,266		
5	その他の収益		15,873		0	15,873
	受取利息	15,873				
経 常 収 益 計			2,262,309,253		1,619,266	2,263,928,519
【B】 経 常 費 用						
1	事業費					
	（1）人件費		256,390,884		311,556	256,702,440
	役員報酬	0				
	給料手当	222,314,221		264,746		
	法定福利費	32,941,102		46,810		
	福利厚生費	1,135,561				
	（2）その他経費		2,066,987,753		174,634	2,067,162,387
	資機材費	1,160,046,286				
	出張費	45,631,684				
	車両関連費	33,438,511				
	現地スタッフ人件費	55,942,298				
	賃借料	433,644				
	プロジェクト事務所維持費	21,613,724				
	プロジェクト監査費	4,111,119				
	活動周知費	498,336,013				
	印刷費	3,773,062		64,634		
	外注費	73,941,240		110,000		
	通信郵便費	6,505,162				
	支払手数料	43,891,254				
	交通費	369,046				
	CDP事業費	64,579,779				
	保険料	370,706				
	家賃	26,350,225				
	租税公課	12,300				
	消耗品費	16,030,433				
	諸会費	1,372,888				
	研修費	6,383,651				
	会議費	1,598,484				
	減価償却費	927,960				
	寄付物資廃棄損	1,170,537				
	仕入	157,747				
事業費計			2,323,378,637		486,190	2,323,864,827
2	管理費					
	（1）人件費		21,475,645		0	21,475,645
	役員報酬	0				
	給料手当	19,022,977				
	法定福利費	2,355,268				
	福利厚生費	97,400				
	退職給付費用					
	（2）その他経費		20,315,402		0	20,315,402
	出張費	262,263				
	賃借料	3,162,446				
	通信郵便費	117,997				
	外注費	1,689,248				
	支払手数料	1,840,525				
	通勤交通費	4,427,934				
	保険料	28,400				

	家賃	265,806			
	消耗品費	771,524			
	会議費	295,814			
	研修費	5,101,156			
	監査費	220,000			
	顧問料	1,389,789			
	採用費	742,500			
	管理費計	41,791,047		0	41,791,047
経常費用計		2,365,169,684		486,190	2,365,655,874
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		-102,860,431		1,133,076	-101,727,355
【C】経常外収益					
為替差益	11,632,087				
経常外収益計		11,632,087		0	11,632,087
【D】経常外費用					
	0				
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		11,632,087		0	11,632,087
経理区分振替額・・・③		1,133,076		-1,133,076	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		-90,095,268		0	-90,095,268
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					439,509
前期繰越正味財産額・・・⑥					351,487,078
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥					260,952,301

令和5(2023)年度 貸借対照表

特定非営利活動法人グッドネーバース・ジャパン

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】資産の部			
1	流動資産		
	現金預金	479,112,810	969,281,768
	寄付物資	54,720,874	
	商品	1,813,763	
	貯蔵品	435,098	
	仮払金	309,005,492	
	預け金	13,351,020	
	未収入金	108,842,711	
	未収助成金等	2,000,000	
	流動資産合計・・・①		969,281,768
2	固定資産		
	(1)有形固定資産		3,252,040
	建物付属設備	3,252,040	
	(2)無形固定資産		0
	(3)投資その他の資産		29,596,000
	退職引当特定資産	19,000,000	29,596,000
	敷金	10,596,000	
	固定資産合計・・・②		32,848,040
【A】資産合計①+②			1,002,129,808
【B-1】負債の部			
1	流動負債		
	未払金	105,389,248	722,177,507
	未払費用	13,108,253	
	預り金	388,116	
	前受金	602,852,390	
	未払法人税等	439,500	
	流動負債合計・・・③		722,177,507
2	固定負債		
	退職給付引当金	19,000,000	19,000,000
	固定負債合計・・・④		19,000,000
負債合計③+④			741,177,507
【B-2】正味財産の部			
	前期繰越正味財産額	351,487,078	260,952,301
	当期正味財産増減額	-90,534,777	
正味財産合計			260,952,301
【B】負債及び正味財産合計【B-1】+【B-2】			1,002,129,808

令和5年（2023）年度 財務諸表の注記

事業報告用

特定非営利活動法人
グッドネーバーズ・ジャパン

1. 重要な会計方針
- 財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。
- (1) 外国通貨の換算方法について
期中収支については決済レートにより円換算しております。
期末財産については期末日のレートにより円換算しております。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品、貯蔵品については、最終仕入原価法
寄付物資については、寄付物資収入計上額
 - (3) 引当金の計上基準について
退職給付引当金は期末在籍職員の退職時要支給額を計上しております。
 - (4) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税処理は税込方式によっております。
 - (5) 収益及び費用の計上基準
助成金事業については、当事業年度末までの進捗部分について前受金から助成金収入へ振替る事業進行基準を適用しております。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	(1) 困難な生活環境にある子ども達およびその家族のための支援事業		(2) 大規模自然災害または紛争等の発生時における緊急人道支援および復興支援事業		物品の販売事業	事業部門計	管理部門	合計
	海外	国内	海外	国内				
I 経常収益								
1. 受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 受取寄附金	55,469,308	546,424,227	3,593,274	3,500	0	605,490,309	259,912,584	865,402,893
3. 受取助成金等								
助成金収入	314,461,627	25,070,257	734,995,744	0	0	1,074,527,628	1,087,800	1,075,615,428
物資寄付	0	320,856,413	0	0	0	320,856,413	0	320,856,413
4. 事業収益								
フェアトレード事業	382,746	0	0	0	0	382,746	0	382,746
その他目的を達成する為に必要事業	0	35,900	0	0	0	35,900	0	35,900
物品の販売事業	0	0	0	0	1,619,266	1,619,266	0	1,619,266
5. その他収益								
受取利息他	0	0	0	0	0	0	15,873	15,873
経常収益計	370,313,681	892,386,797	738,589,018	3,500	1,619,266	2,002,912,262	261,016,257	2,263,928,519
II 経常費用								
(1) 人件費								
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0

(2)	給料手当	52,164,274	82,713,182	78,246,411	9,190,354	264,746	222,578,967	19,022,977	241,601,944
	法定福利費	6,588,220	14,823,496	9,882,331	1,647,055	46,810	32,987,912	2,355,268	35,343,180
	福利厚生費	227,112	511,002	340,668	56,779	0	1,135,561	97,400	1,232,961
	人件費計	58,979,606	98,047,680	88,469,410	10,894,188	311,556	256,702,440	21,475,645	278,178,085
	その他経費								
	資機材費	243,149,915	349,518,607	567,349,802	27,962	0	1,160,046,286	0	1,160,046,286
	出張費	17,408,511	1,900,712	26,112,764	209,697	0	45,631,684	262,263	45,893,947
	車両関連費	10,736,274	6,453,068	16,119,487	129,682	0	33,438,511	0	33,438,511
	現地スタッフ人件費	22,376,919	0	33,565,379	0	0	55,942,298	0	55,942,298
	賃借料	0	433,644	0	0	0	433,644	3,162,446	3,596,090
	プロジェクト事務所維持費	4,112,728	10,198,713	6,169,093	1,133,190	0	21,613,724	0	21,613,724
	監査費	1,644,448	0	2,466,671	0	0	4,111,119	220,000	4,331,119
	活動周知費	0	498,336,013	0	0	0	498,336,013	0	498,336,013
	印刷費	754,612	1,697,878	1,131,919	188,653	64,634	3,837,696	0	3,837,696
	外注費	14,788,248	33,273,558	22,182,372	3,697,062	110,000	74,051,240	1,689,248	75,740,488
	通信郵便費	1,301,032	2,927,323	1,951,549	325,258	0	6,505,162	117,997	6,623,159
	支払手数料	8,778,251	19,751,064	13,167,376	2,194,563	0	43,891,254	1,840,525	45,731,779
	交通費	73,809	166,071	110,714	18,452	0	369,046	4,427,934	4,796,980
	CDP事業費	64,579,779	0	0	0	0	64,579,779	0	64,579,779
	保険料	0	370,706	0	0	0	370,706	28,400	399,106
	家賃	1,111,664	21,213,959	1,667,496	2,357,106	0	26,350,225	265,806	26,616,031
	租税公課	6,000	6,300	0	0	0	12,300		12,300
	消耗品費	4,547,079	4,195,569	6,820,620	467,165	0	16,030,433	771,524	16,801,957
	諸会費	501,364	217,531	582,045	71,948	0	1,372,888	0	1,372,888
	研修費	2,261,503	690,604	3,392,255	39,289	0	6,383,651	5,101,156	11,484,807
	会議費	633,570	14,560	950,354	0	0	1,598,484	295,814	1,894,298
	顧問料	0	0	0	0	0	0	1,389,789	1,389,789
	採用費	0	0	0	0	0	0	742,500	742,500
	減価償却費		927,960				927,960		927,960
	寄付物資廃棄損	0	1,170,537	0	0	0	1,170,537	0	1,170,537
	仕入	157,747	0	0	0	0	157,747	0	157,747
	その他経費計	398,923,453	953,464,377	703,739,896	10,860,027	174,634	2,067,162,387	20,315,402	2,087,477,789
	経常費用計	457,903,059	1,051,512,057	792,209,306	21,754,215	486,190	2,323,864,827	41,791,047	2,365,655,874
	当期経常増減額	△ 87,589,378	△ 159,125,260	△ 53,620,288	△ 21,750,715	1,133,076	△ 320,952,565	219,225,210	△ 101,727,355

3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
該当なし		

4. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳は以下の通りです。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
	53,084,526		53,084,526	0	N連ネパール・ムグ事業2年目 残預金937,247円は未払金へ計上

(1) 困難な生活環境にある子ども達およびその家族のための支援事業	25,392,667		25,392,667	0	N連モザンビーク・ガザ事業1年目
	94,673,842		94,673,842	0	N連バングラ・カラバラ事業1年目 残預金13,337,170円は未払金へ計上
		61,114,437	61,114,437	0	N連ネパール・ムグ事業3年目N-3 入金額は95,010,973円。未使用分は前受処理している
		71,201,078	71,201,078	0	N連モザンビーク・ガザ事業2年目N-2 入金額は88,189,910円。未使用分は前受処理している
		17,975,597	17,975,597	0	N連バングラ・カラバラ事業2年目N-2 入金額は90,437,248円。未使用分は前受処理している
	71,727,121	320,856,413	337,862,660	54,720,874	グッドごはん：食品等在庫 寄付物資計上
	0	680,000	0	680,000	ふるさと納税 国内生活困窮片親世帯支援事業
(2) 大規模自然災害または紛争等の発生時における緊急人道支援および復興支援事業	2,177,331		2,177,331	0	WAM グッドごはん助成
	0	49,822,724	49,822,724	0	N連エチオピア・ゲデオ事業1年目N-1 入金額は85,665,475円。未使用分は前受処理している
	0	85,605,036	85,605,036	0	N連ウクライナ・ミコライフ事業N-1 入金額は202,165,198円。未使用分は前受処理している
	39,816,652	0	39,816,652	0	JPFエチオピア・アムハラ事業
	60,500,608	0	60,500,608	0	JPFエチオピア・食糧危機事業
	21,696,828	0	21,696,828	0	JPFモザンビーク・北部事業
	102,291,364	0	102,291,364	0	JPFウクライナ2事業
	0	36,000,000	36,000,000	0	JPFモザンビーク・食糧危機事業
	0	3,510,082	3,510,082	0	JPFエチオピア・シェワ事業 入金額は40,755,340円。未使用分は前受処理している
	0	28,858,956	28,858,956	0	JPF南スーダン・アソサ事業 入金額は31,447,700円。未使用分は前受処理している
	0	1,419,523	1,419,523	0	JPF南スーダン・アソサ2事業 入金額は60,000,000円。未使用分は前受処理している
	0	70,332,137	70,332,137	0	JPFトルコ地震 T-1事業 入金額は81,688,836円。未使用分は前受処理している
	0	2,687,985	2,687,985	0	JPFトルコ地震 T-2事業 入金額は79,846,540円。未使用分は前受処理している
	0	72,096,983	72,096,983	0	JPFトルコ地震 S-1事業 入金額は81,918,667円。未使用分は前受処理している
	0	95,804,298	95,804,298	0	JPFウクライナ・ガラチ事業 入金額は121,524,951円。未使用分は前受処理している
	0	13,489,925	13,489,925	0	JPFウクライナ・スチャバ難民孤児事業 入金額は36,301,760円。未使用分は前受処理している
	0	41,186,094	41,186,094	0	JPFウクライナ東部南部事業 入金額は78,140,863円。未使用分は前受処理している
	0	5,197,628	5,197,628	0	JPFスーダン難民・チャド事業 入金額は49,973,412円。未使用分は前受処理している
	0	1,451,349	1,451,349	0	JPFバングラ・アンファン事業
	15,000,000	0	15,000,000	0	災害緊急出動準備金取り崩して運転資金に繰り入れ
合計	486,360,939	979,290,245	1,410,250,310	55,400,874	

当法人の正味財産は260,952,301円ですが、そのうち55,400,874円は上記の通り使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は205,551,427円です。

5. 固定資産の増減内訳

(単位：円)						
科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物付属設備	0	4,180,000	0	4,180,000	927,960	3,252,040
投資その他の資産						
退職引当特定資産	19,000,000	0	0	19,000,000	0	19,000,000
敷金	6,360,000	5,436,000	1,200,000	10,596,000	0	10,596,000
合計	25,360,000	9,616,000	1,200,000	33,776,000	927,960	32,848,040

6. 借入金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
該当なし				
合計				

7. 役員及びその近親者との取引の内容
役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内、役員との取引	内、近親者及び支配法人等との取引
(活動計算書) CDP事業費	64,579,779	0	64,579,779

8 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- 事業費と管理費の按分方法
各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、家賃、光熱費、通信費については従事割合に基づき按分しています。

令和5(2023)年度 財産目録

特定非営利活動法人グッドネーバース・ジャパン

(単位：円)

科			目	金額	小計	合計
【A】資産の部						
1 流動資産						
現金					1,431,901	
手元現金日本円				1,363,740		
外貨現金				68,161		
普通預金					477,680,909	
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 代表口座				79,820,957		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 収益事業口座				7,678,271		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 N連エチオピアN-1				19,780,668		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 N連バングラN-1				13,337,170		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 N連バングラN-2				43,495,910		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 N連モザンビークN-2				21,553,685		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 N連ネパールMugu2				937,247		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 N連ネパールMugu3				21,906,926		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 N連ウクライナN-1				16,358,466		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 JPFウクライナ東部南部				18,136,863		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 JPFウクライナ・スチャバ難民孤児				9,868,290		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 JPFウクライナ・ガラチ				26,974,155		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 JPFトルコ地震 S-1				10,312,386		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 JPFトルコ地震 T-1				10,877,357		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 JPFトルコ地震T-2				13,754,140		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 JPF南スーダン・アソサ				7,814,362		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 JPF南スーダン・アソサ 2				44,996,000		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 JPFエチオピア・シェワ				25,755,340		
三菱東京UFJ銀行 本郷支店 JPFスーダン難民・チャド				28,983,412		
ゆうちょ銀行				2,738,569		
PayPay銀行 すずめ支店 代表口座				3,050,866		
PayPay銀行 すずめ支店 収益事業				988,335		
PayPay銀行 すずめ支店 運転資金				56		
PayPay銀行 すずめ支店 運転資金				478		
当座預金					39,236,212	
ゆうちょ銀行 099支店				39,236,212		
海外現地預金					9,324,788	
ネパール 4口座				9,324,788		
寄付物資					54,720,874	
食品等				54,720,874		
商品					1,813,763	
期末棚卸商品				1,813,763		
貯蔵品					435,098	
切手等				435,098		
仮払金					309,005,492	
グッドネーバース・ルーマニア JPFウクライナ・ガラチ				8,316,782		
グッドネーバース・ルーマニア JPFウクライナ東部南部				20,479,331		
グッドネーバース・ルーマニア JPFウクライナ・スチャバ難民孤児				14,498,122		
グッドネーバース・ルーマニア N連ウクライナN-1				98,497,686		
グッドネーバース・エチオピア N連エチオピアN-1				22,714,353		
グッドネーバース・エチオピア JPF南スーダン・アソサ 2				14,193,015		
グッドネーバース・エチオピア JPFエチオピア・シェワ				13,215,919		
グッドネーバース・バングラ N連バングラN-2				30,630,447		
グッドネーバース・ヨルダン JPFトルコ地震T-2				64,473,143		
グッドネーバース・チャド JPFスーダン難民・チャド				20,113,376		
グッドネーバース・モザンビーク N連モザンビークN-2				1,873,318		
預け金					13,351,020	
ネパール事業提携団体				13,351,020		
未収入金					108,842,711	
寄付金				108,162,711		
ふるさと納税交付金				680,000		

	未収助成金等 未収助成金	2,000,000	2,000,000	
流動資産合計・・・①				969,281,768
2 固定資産				
(1) 有形固定資産				
	建物付属設備		3,252,040	
	什器備品	4,180,000		
	減価償却累計額	-927,960		
(2) 無形固定資産				
	該当なし	0		
(3) 投資その他の資産				
	退職引当特定資産	19,000,000		
	敷金	10,596,000		
固定資産合計・・・②				32,848,040
【A】資産合計 ①+②				1,002,129,808
【B-1】負債の部				
1 流動負債				
	未払金		105,389,248	
	給与	20,147,679		
	月末支払その他	70,967,152		
	助成金返還	14,274,417		
	未払費用		13,108,253	
	社会保険	12,429,810		
	労働保険	678,443		
	預り金			
	住民税他	388,116		
	前受金		602,852,390	
	寄附金年払	88,000		
	N連ウクライナN-1	116,560,162		
	N連エチオピアN-1	35,842,751		
	N連バングラN-2	72,461,651		
	N連モザンビークN-2	16,988,832		
	N連ネパールMugu3	33,896,536		
	JPFエチオピア・シェワ	37,245,258		
	JPF南スーダン・アソサ	2,588,744		
	JPF南スーダン・アソサ2	58,580,477		
	JPFトルコ地震 T-1	11,356,699		
	JPFトルコ地震 T-2	77,158,555		
	JPFトルコ地震 S-1	9,821,684		
	JPFウクライナ・ガラチ	25,720,653		
	JPFウクライナ・スチャバ難民孤児	22,811,835		
	JPFウクライナ東部南部	36,954,769		
	JPFスーダン難民・チャド	44,775,784		
	未払法人税等	439,500		
流動負債合計・・・③				722,177,507
2 固定負債				
	退職給付引当金	19,000,000		
固定負債合計・・・④				19,000,000
【B-1】負債合計 ③+④				741,177,507
【B-2】正味財産合計 【A】-【B-1】				260,952,301

独立監査人の監査報告書

令和6年(2024)年3月19日

特定非営利活動法人 グッドネーバース・ジャパン

代表理事 小泉 智 殿

戎井公認会計士事務所

東京都千代田区

公認会計士

戎井重樹

監査意見

私は、特定非営利活動法人グッドネーバース・ジャパンの令和5年(2023)1月1日から令和5年(2023)12月31日までの令和5(2023)年度の財務諸表、すなわち、活動計算書、貸借対照表、財務諸表の注記及び財産目録(以下、「財務諸表等」という。)について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の活動計算による正味財産増減及び財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上